

防整施第4834号
令和4年3月23日

各地方防衛局総務部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長 殿
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長

整備計画局施設計画課長
(公印省略)

港湾工事における週休2日制工事の試行について（通知）

建設工事における適正な工期設定等のためのガイドラインについて（防整施第13153号。平成29年9月5日）及び建設業の働き方改革の推進について（防整施第6418号。平成30年4月20日）の趣旨を踏まえ、防衛省が発注する建設工事については、建設現場における週休2日の推進等のため、週休2日制工事の試行を実施しているところである。

今般、防衛省が発注する港湾工事を対象とした休日確保の取組を推進するため、別紙のとおり定め、令和4年4月1日以降に入札公告を行う港湾工事に適用することとしたので通知する。

なお、港湾工事における週休2日制工事（現場閉所型）の試行について（防整施第7949号。令和3年4月27日）及び港湾工事における週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）の試行について（防整施第12370号。令和3年7月14日）は令和4年3月31日をもって廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：大臣官房会計課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設計画官、整備計画局施設技術管理官、人事教育局厚生課長、地方協力局総務課長、地方協力局環境政策課長、地方協力局在日米軍協力課長、防衛大学校総務部会計課長、防衛大学校総務部管理施設課長、防衛医科大学校事務局経理部経理課長、防衛医科大学校事務局経理部施設課長、防衛研究所企画部総務課長、統合幕僚監部総務部総務課長、陸上幕僚監部監理部会計課長、陸上幕僚監部防衛部施設課長、海上幕僚監部総務部経理課長、海上幕僚監部防衛部施設課長、航空幕僚監部総務部会計課長、航空幕僚監部防衛部施設課長、情報本部総務部会計課長、情報本部計画部事業計画課長、防衛監察本部総務課長、北海道

防衛局管理部長、東北防衛局企画部長、北関東防衛局管理部長、南関東防衛局管理部長、近畿中部防衛局管理部長、中国四国防衛局企画部長、九州防衛局管理部長、沖縄防衛局管理部長、東海防衛支局長、防衛装備庁長官官房会計官

港湾工事における週休2日制工事の試行実施要領

1 目的

本実施要領は、建設現場における週休2日の促進や令和6年4月から建設業における時間外労働の罰則付き上限規制の適用に向け、地方防衛局、地方防衛支局（東海防衛支局及び長崎防衛支局を除く）及び名護防衛事務所（以下、地方防衛局等という。）が発注する建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31）別紙の第2第1号に規定する建設工事をいう。）について、港湾工事における週休2日制工事（現場閉所型）及び週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）の試行に関する実施要領を定めることを目的とする。

2 試行対象工事

試行対象工事は、令和4年度以降に地方防衛局等で発注するすべての港湾工事を対象に、原則、現場閉所による週休2日を確保する週休2日制工事（現場閉所型）を適用する。

なお、部隊運用上工期の制約が厳しい工事など現場閉所による週休2日の確保が困難な港湾工事については、現場代理人、技術者及び技能労働者が交替しながら各人が週休2日を確保する週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）を適用する。

3 港湾工事における週休2日の考え方

(1) 週休2日制工事（現場閉所型）

ア 週休2日とは、現場施工期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められること（年末年始6日間と夏季休暇3日間は除く。）。

イ 現場施工期間には、工事着手日から工事完成日までの期間のうち、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

ウ 4週8休以上とは、現場施工期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、荒天等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

エ 港湾工事の休日確保による「休日」の確認は、原則、建設現場の「閉所」により確認する。

なお、現場閉所日とは、原則、現場事務所での作業を含めて1日を通していずれの作業も実施していない状態をいうが、現場閉所日において、技術者や技能労働者等が品質確保や安全確保に係る軽微な作業等により、やむを得ず少数の出勤

者が生じた場合でも、当該出勤者の休日について4週8休以上が確保されていれば現場閉所したものとみなすものとする。

(2) 週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）

ア 週休2日とは、現場施工期間において、現場代理人、技術者及び技能労働者が交替しながら各人が4週8休以上の休日確保を行ったと認められること（年末年始6日間と夏季休暇3日間は除く。）。

イ 現場施工期間には、工事着手日から工事完成日までの期間のうち、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

ウ 4週8休以上とは、現場施工期間内に1週間以上現場に従事した現場代理人、技術者及び技能労働者の各人における休日日数の割合（以下「休日率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、荒天等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。

エ 休日の確認対象は、施工体制台帳に記載された建設会社等のすべての技術者等とし、休日取得状況を確認するものとする。

4 港湾工事における試行タイプ

当面の間、港湾工事における週休2日制工事（現場閉所型）及び週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）については、発注者が週休2日制工事を指定する「発注者指定型」と受注者の希望によって週休2日制工事に取り組む「受注者希望型」の2つのタイプの試行を実施する。

なお、週休2日制工事の試行は、原則「発注者指定型」で行うこととし、これにより難しい場合は、整備計画局施設計画課施設政策室と理由等を調整の上、「受注者希望型」で行うこととする。

また、令和6年4月から建設業における時間外労働の罰則付き上限規制が適用されるため、契約工期末が令和6年4月以降となる建設工事については、すべて週休2日制工事の「発注者指定型」で行うこととする。

5 港湾工事における工事費の補正

(1) 発注者指定型の場合

当初の予定価格から、現場閉所率又は休日率が28.5%以上を満たすことを前提に、労務費（公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工）等を補正することにより工事費を積算し、工事完成時において、現場閉所率又は各人の休日率が4週8休に満たない場合、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額する。

なお、具体的な積算の要領については、整備計画局施設技術管理官から別に示す。

(2) 受注者希望型の場合

受注者が週休2日制工事を実施することを前提に、当初の予定価格から、現場閉所率又は各人の休日率が28.5%以上を満たした条件で、労務費等を補正することにより工事費を積算し、契約後、受注者が週休2日制工事を実施しない場合には、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額をする。また、受注者が週休2日制工事を実施した場合、工事完成時において、現場閉所率又は各人の休日率が4週8休に満たない場合、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額する。

なお、具体的な積算の要領については、整備計画局施設技術管理官から別に示す。

6 入札公告から工事完了後までの流れ

(1) 港湾工事における週休2日制工事（現場閉所型）の場合

ア 試行工事発注時

入札公告、入札説明書、現場説明書及び特記仕様書に当該工事が週休2日制工事（現場閉所型）の試行対象工事であることを記載するものとする。

イ 試行工事契約後

- (ア) 受注者希望型の場合、週休2日制工事（現場閉所型）の実施について、工事着手予定の1週間前までに受注者の意向を発議簿により確認するものとする。

なお、週休2日制工事（現場閉所型）を実施しない場合、補正した労務費等は請負代金額の変更により減額し、受注者は次の（イ）に記載する事項の実施義務は負わない。

- (イ) 発注者指定型及び受注者希望型において受注者が週休2日工事（現場閉所型）を実施する場合、工事着手予定の1週間前までに受注者から付紙様式第1「現場閉所計画書」の提出を受け、現場閉所の計画を確認するものとする。

なお、工事着手予定の1週間前までに工期内すべての現場閉所計画書の提出が難しい場合は、工事の特性等を踏まえて、1か月ごとの現場閉所計画書の提出にするなど、状況に応じて適切な方法により現場閉所計画書の提出を求めることもできる。

ウ 試行工事施工時

- (ア) 発注者は、現場閉所の前日などに現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。

- (イ) 工事着手後に工程計画の見直し等により現場閉所計画書を変更する必要がある場合、受注者はその都度、変更した現場閉所計画書を提出するものとする。

- (ウ) 現場閉所において、現場事務所での事務作業を含め、1日を通して現場や現場事務所が閉所された日を付紙様式第2「現場閉所実績報告書」に記載し、翌月10日までに監督官へ提出するものとする。

- (エ) 現場閉所日において、技術者や技能労働者等が品質確保や安全確保に係

る軽微な作業等により、やむを得ず少数の出勤者が生じた場合でも、当該出勤者の休日について4週8休以上が確保されていれば現場閉所したものとみなすものとし、付紙様式第3「代休取得実績報告書」に当該出勤者の出勤日及び代休日等を記載するものとし、翌月10日までに監督官へ提出するものとする

(オ) 監督官は、現場閉所計画書、現場閉所実績報告書及び代休取得実績報告書により現場閉所の実績や予定を適宜確認するものとする。

エ 試行工事完成時

(ア) 工事完成時、受注者は現場施工期間における現場閉所実績報告書及び代休取得実績報告書を作成し、監督官へ提出するものとする。

(イ) 監督官は、現場閉所実績報告書及び代休取得実績報告書を基に現場施工期間内における現場閉所率等の達成状況を確認するものとする。

なお、現場閉所日の確認は、実績のみを確認するものとし、現場閉所計画書と現場閉所実績報告書が異なっても差し支えないものとする。

(ウ) 監督官は、週休2日の達成状況を確認後、現場閉所率が4週8休に満たない場合、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額するものとする。

(2) 港湾工事における週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）の場合

ア 試行工事発注時

入札公告、入札説明書、現場説明書及び特記仕様書に当該工事が週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）の試行対象工事であることを記載するものとする。

イ 試行工事契約後

(ア) 受注者希望型の場合、週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）の実施について、工事着手予定の1週間前までに受注者の意向を発議簿により確認するものとする。

なお、週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）を実施しない場合、速やかに補正した労務費を請負代金額の変更により減額するものとし、受注者は次の（イ）に記載する事項の実施義務は負わない。

(イ) 発注者指定型及び受注者希望型において受注者が週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）を実施する場合、工事着手予定の1週間前までに、受注者から工事着手後3か月間内に現場に従事する現場代理人、技術者及び技能労働者について付紙様式第4「休日取得計画書」の提出を受け、各人の休日率を確認するものとする。

なお、工事着手予定の1週間前までに3か月間内に現場に従事する現場代理人等の休日取得計画書の提出が難しい場合は、工事の特性等を踏まえて、1か月ごとの休日取得計画書の提出にするなど、状況に応じて適切な方法により休日取得計画書の提出を求めることもできる。

ウ 試行工事施工時

- (ア) 受注者は、3か月ごとに、今後3か月間内に現場に従事する現場代理人、技術者及び技能労働者の休日取得計画書を提出するものとするが、3か月間内に現場に従事する現場代理人等の休日取得計画書の提出が難しい場合は、工事の特性等を踏まえて、1か月ごとの休日取得計画書の提出にするなど、状況に応じて適切な方法により休日取得計画書の提出をすることもできる。
- (イ) 受注者は、毎月10日までに、前月の休暇の取得状況が確認できる付紙様式第5「休日取得実績報告書」を提出するものとする。
- (ウ) 監督官は、休日取得計画書及び休日取得実績報告書により、現場代理人等の休日の実績や予定を適宜確認するものとする。

エ 試行工事完成時

- (ア) 工事完成時、受注者は、現場施工期間内における休日取得実績報告書を作成し、監督官へ提出するものとする。
- (イ) 監督官は、休日取得実績報告書を基に現場施工期間内における現場代理人、技術者及び技能労働者の各人の休日率の達成状況を確認するものとする。
なお、休日率の確認は、実績のみを確認するものとし、休日取得計画書と休日取得実績報告書が異なっても差し支えないものとする。
- (ウ) 監督官は、各人の休日率の達成状況を確認後、各人の休日率が4週8休に満たない場合、補正した労務費を請負代金額の変更により減額するものとする。

7 工事成績評定

週休2日制工事に取り組み、4週8休以上の休日確保を達成した工事については、工事成績評定において加点評価を行うものとする。

ただし、当初の契約工期末が令和6年4月以降となる建設工事の工事成績評定については、週休2日による評価の対象としないこととし、具体的な評定の要領については、整備計画局施設技術管理官から別に示す。

8 アンケート

試行工事においては、週休2日制工事の達成状況や達成できなかった場合の要因等を把握するため、別に示す様式によりアンケート調査を行うものとする。

9 実績報告書等の送付

地方防衛局調達部調達計画課長（地方防衛支局にあつては建設計画官）は、発注者指定型及び受注者希望型において受注者が週休2日制工事を実施した場合、現場閉所型においては現場閉所実績報告書、代休取得実績報告書及び受注者のアンケート調査結果、現場非閉所型・交替制においては休日取得実績報告書及び受注者のアンケート

調査結果を月末までに取りまとめ整備計画局施設計画課長（整備計画局施設計画課施設政策室気付）へ事務連絡で送付するものとする。

受注者希望型において受注者が週休2日制工事を実施しなかった場合は、受注者の意向確認後遅滞なくアンケート調査結果を整備計画局施設計画課長（整備計画局施設計画課施設政策室気付）へ事務連絡で送付するものとする。

10 入札公告、入札説明書及び現場説明書の記載例

(1) 港湾工事における週休2日制工事（現場閉所型）の場合

ア 入札公告

入札公告の1工事概要に以下を記載する。

(○) 本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日制工事（現場閉所型）※【（発注者指定型）又は（受注者希望型）】」の試行対象工事である。

※【 】は、（発注者指定型）又は（受注者希望型）のいずれかを記載する。

イ 入札説明書

入札説明書の3工事概要（6）の次に以下の文書を記載する。ただし、「見積活用方式」に関する記載がある場合は、その次に記載する。

【発注者指定型の場合】

(○) 本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、現場閉所による「週休2日」を確保した施工を実施する「週休2日制工事（現場閉所型）発注者指定型」の試行対象工事である。

週休2日の考え方は下記のとおりである。

ア 週休2日とは、現場施工期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められること（年末年始6日間と夏季休暇3日間は除く。）。

イ 現場施工期間には、工事着手日から工事完成日までの期間のうち、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

ウ 4週8休以上とは、現場施工期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、荒天等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

エ 休日確保による「休日」の確認は、原則、建設現場の「閉所」により確認する。

なお、現場閉所日とは、原則、現場事務所での作業を含めて1日を通していずれの作業も実施していない状態をいうが、現場閉所日

において、技術者や技能労働者等が品質確保や安全確保に係る軽微な作業等により、やむを得ず少数の出勤者が生じた場合でも、当該出勤者の休日について4週8休以上が確保されていれば現場閉所したものとみなすものとする。

オ 週休2日を達成できなかった場合、週休2日制工事として積算した労務費等については、請負代金額の変更により減額する。

【受注者希望型の場合】

(○) 本工事は、受注者が希望する場合、受発注者双方が工程調整を行うことにより、現場閉所による「週休2日」を確保した施工を実施する「週休2日制工事（現場閉所型）受注者希望型」の試行対象工事である。

週休2日の考え方は下記のとおりである。

ア 週休2日とは、現場施工期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められること（年末年始6日間と夏季休暇3日間は除く。）。

イ 現場施工期間内には、工事着手日から工事完成日までの期間のうち工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

ウ 4週8休以上とは、現場施工期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、荒天等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

エ 休日確保による「休日」の確認は、原則、建設現場の「閉所」により確認する。

なお、現場閉所日とは、原則、現場事務所での作業を含めて1日を通していずれの作業も実施していない状態をいうが、現場閉所日において、技術者や技能労働者等が品質確保や安全確保に係る軽微な作業等により、やむを得ず少数の出勤者が生じた場合でも、当該出勤者の休日について4週8休以上が確保されていれば現場閉所したものとみなすものとする。

オ 受注者が週休2日制工事（現場閉所型）を実施しない場合、週休2日制工事（現場閉所型）として積算した労務費等については、請負代金額の変更により減額するものとする。また、週休2日制工事（現場閉所型）を実施した場合、工事完成時、週休2日の達成状況を確認後、週休2日に満たない場合には補正した労務費等を請負代金額の変更により減額するものとする。

現場説明書の第2特記事項第3項の後に適宜以下の文書を選択・記載し、以下番号を繰り下げる。

【発注者指定型の場合】

4 本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、現場閉所による「週休2日」を確保した施工を実施する「週休2日制工事（現場閉所型）発注者指定型」の試行対象工事である。

なお、※【（現場施工期間内において「週休2日」を達成した工事については、工事成績評定の加点評価の対象とする）又は（当該工事については、工事成績評定の加点評価の対象としないものとする。）】

※【 】は、施工成績評定の対象について（ ）のいずれかを記載する。

5 週休2日の考え方は以下のとおりである。

(1) 週休2日とは、現場施工期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められること（年末年始6日間と夏季休暇3日間は除く。）。

(2) 現場施工期間には、工事着手日から工事完成日までの期間のうち、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

(3) 4週8休以上とは、現場施工期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、荒天等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(4) 港湾工事の休日確保による「休日」の確認は、原則、建設現場の「閉所」により確認する。

なお、現場閉所日とは、原則、現場事務所での作業を含めて1日を通していずれの作業も実施していない状態をいうが、現場閉所日において、技術者や技能労働者等が品質確保や安全確保に係る軽微な作業等により、やむを得ず少数の出勤者が生じた場合でも、当該出勤者の休日について4週8休以上が確保されていれば現場閉所したものとみなすものとする。

6 受注者は、工事着手予定の1週間前までに週休2日の取得計画が確認できる現場閉所計画書を作成・提出し、監督官の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、現場閉所計画書を提出するものとする。

なお、工事着手予定の1週間前までに工期内すべての現場閉所計画書の提出が難しい場合は、工事の特性等を踏まえて、1か月ごとの現場閉所計画書の提出にするなど、状況に応じて適切な方法により現場閉所計画書を提出することができるものとする。

7 現場閉所日において、技術者や技能労働者等が品質確保や安全確保に係る軽微な作業等により、やむを得ず少数の出勤者が生じた場合は、代休取得実

績報告書に当該出勤者の出勤日及び代休日等を記載するものとする。

8 受注者は、毎月末までに現場閉所実績報告書及び代休取得実績報告書を作成し、翌月10日までに監督官へ提出するものとする。また、工事完成時は速やかに現場施工期間内における現場閉所実績報告書及び代休取得実績報告書を監督官に提出するものとする。監督官は、現場閉所実績報告書及び代休取得実績報告書により、工事施工期間内の現場閉所日数等を確認する。

9 当初の予定価格において、現場閉所率が28.5%以上の水準を満たすことを前提に、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率及び市場単価（以下、労務費等という。）の補正係数を以下の各経費等に乗じて補正しており、工事完成時において、監督官は現場閉所率を確認し、現場閉所率が28.5%に満たない場合、補正した労務費等について、請負代金額の変更により減額する。

- ・ 労務費×1.05
- ・ 機械経費（賃料）×1.04
- ・ 共通仮設費率×1.02
- ・ 現場管理費率×1.03
- ・ 市場単価：工種に応じた補正係数

【受注者希望型の場合】

4 本工事は、受注者が希望する場合、受発注者双方が工程調整を行うことにより、現場閉所による「週休2日」を確保した施工を実施する「週休2日制工事（現場閉所型）受注者希望型」の試行対象工事である。

なお、週休2日制工事（現場閉所型）を実施する場合、※【（現場施工期間内において「週休2日」を達成した工事については、工事成績評定の加点評価の対象とする。）又は（当該工事については、工事成績評定の加点評価の対象としないものとする。）】

※【 】は、施工成績評定の対象について（ ）のいずれかを記載する。

5 週休2日の考え方は下記のとおりである。

- (1) 週休2日とは、現場施工期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められること（年末年始6日間と夏季休暇3日間は除く。）。
- (2) 現場施工期間には、工事着手日から工事完成日までの期間のうち、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。
- (3) 4週8休以上とは、現場施工期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、荒天等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所

日数に含めるものとする。

- (4) 港湾工事の休日確保による「休日」の確認は、原則、建設現場の「閉所」により確認する。

なお、現場閉所日とは、原則、現場事務所での作業を含めて1日を通していずれの作業も実施していない状態をいうが、現場閉所日において、技術者や技能労働者等が品質確保や安全確保に係る軽微な作業等により、やむを得ず少数の出勤者が生じた場合でも、当該出勤者の休日について4週8休以上が確保されていれば現場閉所したものとみなすものとする。

- 6 発注者は、工事契約後、工事着手予定の1週間前までに週休2日の実施について受注者の意向を発議簿により確認するものとする。

- 7 受注者は、工事着手予定の1週間前までに週休2日の取得計画が確認できる現場閉所計画書を作成・提出し、監督官の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、現場閉所計画書を提出するものとする。

なお、工事着手予定の1週間前までに工期内すべての現場閉所計画書の提出が難しい場合は、工事の特性等を踏まえて、1か月ごとの現場閉所計画書の提出にするなど、状況に応じて適切な方法により現場閉所計画書を提出することができるものとする。

- 8 現場閉所日において、技術者や技能労働者等が品質確保や安全確保に係る軽微な作業等により、やむを得ず少数の出勤者が生じた場合は、代休取得実績報告書に当該出勤者の出勤日及び代休日等を記載するものとする。

- 9 受注者は、毎月末までに現場閉所実績報告書及び代休取得実績報告書を作成し、翌月10日までに監督官へ提出するものとする。また、工事完成時は速やかに現場施工期間内における現場閉所実績報告書及び代休取得実績報告書を監督官に提出するものとする。監督官は、現場閉所実績報告書及び代休取得実績報告書により、工事施工期間内の現場閉所日数等を確認する。

- 10 発注者は、受注者が週休2日制工事（現場閉所型）を実施することを前提に、当初の予定価格から、現場閉所率が28.5%以上の水準を満たした条件で、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率及び市場単価（以下、労務費等という。）の補正係数を以下の各経費等に乗じて補正しており、工事完成時において、発注者は現場閉所率を確認し、現場閉所率が28.5%に満たない場合、補正した労務費等について、請負代金額の変更により減額する。

- ・ 労務費×1.05
- ・ 機械経費（賃料）×1.04
- ・ 共通仮設費率×1.02
- ・ 現場管理費率×1.03

・市場単価：工種に応じた補正係数

(2) 港湾工事における週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）の場合

ア 入札公告

入札公告の1工事概要に以下を記載する。

(○) 本工事は、現場代理人、技術者及び技能労働者が交替して休暇を取得することにより週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）※【（発注者指定型）又は（受注者希望型）】」の試行対象工事である。

※【 】は、（発注者指定型）又は（受注者希望型）のいずれかを記載する。

イ 入札説明書

入札説明書の3工事概要に以下を記載する。ただし、「見積活用方式」に関する記載がある場合は、その次に記載する。

【発注者指定型の場合】

(○) 本工事は、現場代理人、技術者及び技能労働者が交替して休暇を取得することにより週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）発注者指定型」の試行対象工事である。入札時においては、当初の予定価格から現場施工期間内に現場に従事する現場代理人、技術者及び技能労働者の各人における休日日数の割合（以下「休日率」という。）が、4週8休以上（28.5%（8日/28日）以上）を達成した条件で、労務費を補正することにより工事費を積算する。

週休2日の考え方は下記のとおりである。

ア 週休2日とは、現場施工期間において、現場代理人、技術者及び技能労働者が交替しながら各人が4週8休以上の休日確保を行ったと認められること（年末年始6日間と夏季休暇3日間は除く。）。

イ 現場施工期間には、工事着手日から工事完成日までの期間のうち、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

ウ 4週8休以上とは、現場施工期間内に1週間以上現場に従事した現場代理人、技術者及び技能労働者の各人における休日率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、荒天等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。

エ 発注者は、工事完成時、各人の休日率が4週8休に満たない場合、補正した労務費を請負代金額の変更により減額する。

(○) 現場開所日における現場代理人の休暇取得に当たっては、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないこと並びに発注者との

連絡体制の確保状況について、事前に発注者の了解を得ること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定に基づき専任の者でなければならないとされている主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の休暇については、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を事前に得ること。

【受注者希望型の場合】

(○) 本工事は、受注者が希望する場合、現場代理人、技術者及び技能労働者が交替して休暇を取得することにより週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）受注者希望型」の試行対象工事である。入札時においては、当初の予定価格から受注者が週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）を実施することを前提に、現場施工期間内に現場に従事する現場代理人、技術者及び技能労働者の各人における休日日数の割合（以下「休日率」という。）が、4週8休以上（28.5%（8日／28日）以上）を達成した条件で、労務費を補正することにより工事費を積算する。

週休2日の考え方は下記のとおりである。

ア 週休2日とは、現場施工期間において、現場代理人、技術者及び技能労働者が交替しながら各人が4週8休以上の休日確保を行ったと認められること（年末年始6日間と夏季休暇3日間は除く。）。

イ 現場施工期間には、工事着手日から工事完成日までの期間のうち、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

ウ 4週8休以上とは、現場施工期間内に1週間以上現場に従事した現場代理人、技術者及び技能労働者の各人における休日率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、荒天等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。

エ 発注者は、受注者が週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）を実施しない場合には、速やかに補正した労務費を請負代金額の変更により減額する。

なお、受注者が週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）を実施した場合は、工事完成時、各人の休日率が4週8休に満たない場合、補正した労務費を請負代金額の変更により減額する。

(○) 現場開所日における現場代理人の休暇取得に当たっては、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないこと並びに発注者との連絡体制の確保状況について、事前に発注者の了解を得ること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定に基づき専任の者でなければならないとされている主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の休暇については、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を事前に得ること。

ウ 現場説明書

現場説明書の第2特記事項第3項の後に適宜以下を選択・記載し、以下番号を繰り下げる。

【発注者指定型の場合】

4 本工事は、現場代理人、技術者及び技能労働者が交替することにより、「週休2日」を確保した施工を実施する「週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）発注者指定型」の試行対象工事である。入札時においては、当初の予定価格から現場施工期間内に現場に従事する現場代理人、技術者及び技能労働者の各人における休日日数の割合（以下「休日率」という。）が、4週8休以上（28.5%（8日／28日）以上）を達成した条件で、労務費を補正することにより工事費を積算する。

なお、※【（現場施工期間内において「週休2日」を達成した工事については、工事成績評定の加点評価の対象とする）又は（当該工事については、工事成績評定の加点評価の対象としないものとする。）】

※【 】は、施工成績評定の対象について（ ）のいずれかを記載する。

○4週8休以上（休日率28.5%（8日／28日）以上の場合）

・労務費 1.05

5 週休2日の考え方は下記のとおりである。

(1) 週休2日とは、現場施工期間において、現場代理人、技術者及び技能労働者が交替しながら各人が4週8休以上の休日確保を行ったと認められること（年末年始6日間と夏季休暇3日間は除く。）。

(2) 現場施工期間には、工事着手日から工事完成日までの期間のうち、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

(3) 4週8休以上とは、現場施工期間内に1週間以上現場に従事した現場代理人、技術者及び技能労働者の各人における休日率が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、荒天等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。

(4) 休日の確認対象は、施工体制台帳に記載された建設会社等のすべての技

術者等とし、休日取得状況を確認するものとする。

- 6 受注者は、工事着手予定の1週間前までに工事着手後3か月間内に現場に従事する現場代理人、技術者及び技能労働者の休日率が確認できる休日取得計画書を作成・提出し、監督官の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。

なお、工事着手予定の1週間前までに3か月間内に現場に従事する現場代理人等の休日取得計画書の提出が難しい場合は、工事の特性等を踏まえて、1か月ごとの休日取得計画書の提出にするなど、状況に応じて適切な方法により休日取得計画書を提出することができるものとする。

- 7 工事施工時、受注者は3か月ごとに、今後3か月間の休日取得計画書を監督官に提出するものとするが、3か月間内に現場に従事する現場代理人等の休日取得計画書の提出が難しい場合は、工事の特性等を踏まえて、1か月ごとの休日取得計画書の提出にするなど、状況に応じて適切な方法により休日取得計画書を提出することができるものとする。

- 8 受注者は、毎月末までに休日取得実績報告書を作成し、翌月10日までに監督官へ提出するものとする。また、工事完成時は速やかに現場施工期間内における休日取得実績報告書を監督官に提出するものとする。監督官は、休日取得実績報告書により、工事施工期間内の休日率を確認する。

- 9 発注者は、工事完成時に休日率の達成状況を確認後、各人の休日率が4週8休に満たない場合、補正した労務費について、請負代金額の変更により減額する。

- 10 現場開所日における現場代理人の休暇取得に当たっては、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないこと並びに発注者との連絡体制の確保状況について、事前に発注者の了解を得ること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定に基づき専任の者でなければならないこととされている主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の休暇については、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を事前に得ること。

【受注者希望型の場合】

- 4 本工事は、受注者が希望する場合、現場代理人、技術者及び技能労働者が交替することにより、「週休2日」を確保した施工を実施する「週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）受注者希望型」の試行対象工事である。入札時においては、当初の予定価格から受注者が週休2日制工事（現場非閉所型・

交替制)を実施することを前提に、現場施工期間内に現場に従事する現場代理人、技術者及び技能労働者の各人における休日日数の割合(以下「休日率」という。)が、4週8休以上(28.5%(8日/28日)以上)を達成した条件で、労務費を補正することにより工事費を積算する。

なお、週休2日制工事(現場非閉所型・交替制)を実施する場合、※【(現場施工期間内において「週休2日」を達成した工事については、工事成績評定の加点評価の対象とする)又は(当該工事については、工事成績評定の加点評価の対象としないものとする。)]

※【】は、施工成績評定の対象について()のいずれかを記載する。

○4週8休以上(休日率28.5%(8日/28日)以上の場合)

・労務費 1.05

5 週休2日の考え方は下記のとおりである。

(1) 週休2日とは、現場施工期間において、現場代理人、技術者及び技能労働者が交替しながら各人が4週8休以上の休日確保を行ったと認められること(年末年始6日間と夏季休暇3日間は除く。)

(2) 現場施工期間には、工事着手日から工事完成日までの期間のうち、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

(3) 4週8休以上とは、現場施工期間内に1週間以上現場に従事した現場代理人、技術者及び技能労働者の各人における休日率が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、荒天等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。

(4) 休日の確認対象は、施工体制台帳に記載された建設会社等のすべての技術者等とし、休日取得状況を確認するものとする。

6 発注者は、工事契約後、工事着手予定の1週間前までに週休2日の実施について受注者の意向を発議簿により確認するものとする。

7 受注者は、工事着手予定の1週間前までに、工事着手後3か月間内に現場に従事する現場代理人、技術者及び技能労働者の休日率が確認できる休日取得計画書を作成・提出し、監督官の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。

なお、工事着手予定の1週間前までに3か月間内に現場に従事する現場代理人等の休日取得計画書の提出が難しい場合は、工事の特性等を踏まえて、1か月ごとの休日取得計画書の提出にするなど、状況に応じて適切な方法により休日取得計画書を提出することができるものとする。

8 工事施工時、受注者は3か月ごとに、今後3か月間の休日取得計画書を監督官に提出するものとするが、3か月間内に現場に従事する現場代理人

等の休日取得計画書の提出が難しい場合は、工事の特性等を踏まえて、1か月ごとの休日取得計画書の提出にするなど、状況に応じて適切な方法により休日取得計画書を提出することができるものとする。

9 受注者は、毎月末までに休日取得実績報告書を作成し、翌月10日までに監督官へ提出するものとする。また、工事完成時は速やかに現場施工期間内における休日取得実績報告書を監督官に提出するものとする。監督官は、休日取得実績報告書により、工事施工期間内の各人の休日率を確認する。

10 発注者は、工事完成時に各人の休日率の達成状況を確認後、各人の休日率が4週8休に満たない場合、週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）として補正した労務費については、請負代金額の変更により減額する。

なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が週休2日の取組を実施しないものを含む。）、週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）として補正した労務費については、請負代金額の変更により減額する。

11 現場開所日における現場代理人の休暇取得に当たっては、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないこと並びに発注者との連絡体制の確保状況について、事前に発注者の了解を得ること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定に基づき専任の者でなければならないこととされている主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の休暇については、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を事前に得ること。

11 疑義等

本通知に関する疑義等については、整備計画局施設計画課と協議するものとする。

現場閉所計画書（ 年 月）

工事件名：

工 期：

作成日：

令和 年 月		日																													備 考	
		曜日																														
現場閉所予定日（当初予定）																															現場 閉 所 予 定 日 数	作 業 予 定 日 数
現場閉所予定日（変更が生じた場合）																																
工種	種別	場所																														
備 考																															(日)	(日)
																															【凡例】 ○ 現場閉所日 ◎ 振替現場閉所日 × 振替工事日 雨 雨等休工日 夏 夏季休暇 年 年末年始休暇	

記載例
休日取得計画書

工事名：〇〇(〇) 〇〇護岸工事

受注者：令和4年3月1日～令和5年7月20日

工期：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

会社名	氏名	現場施工期間	現場施工日数	休日日数	休日率	備考
〇〇〇〇株式会社	〇〇 〇〇	R〇.〇.〇 ~ R〇.〇.〇	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
	〇〇 〇〇	R〇.〇.〇 ~ R〇.〇.〇	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
	〇〇 〇〇	R〇.〇.〇 ~ R〇.〇.〇	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
	〇〇 〇〇	R〇.〇.〇 ~ R〇.〇.〇	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
	〇〇 〇〇	R〇.〇.〇 ~ R〇.〇.〇	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
	〇〇 〇〇	R〇.〇.〇 ~ R〇.〇.〇	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
	〇〇 〇〇	R〇.〇.〇 ~ R〇.〇.〇	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
	〇〇 〇〇	R〇.〇.〇 ~ R〇.〇.〇	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
〇〇建設（一次下請け）	〇〇 〇〇	R〇.〇.〇 ~ R〇.〇.〇	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
	〇〇 〇〇	R〇.〇.〇 ~ R〇.〇.〇	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
	〇〇 〇〇	R〇.〇.〇 ~ R〇.〇.〇	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
	〇〇 〇〇	R〇.〇.〇 ~ R〇.〇.〇	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
	〇〇 〇〇	R〇.〇.〇 ~ R〇.〇.〇	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
	〇〇 〇〇	R〇.〇.〇 ~ R〇.〇.〇	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
〇〇建設（二次下請け）	〇〇 〇〇	R〇.〇.〇 ~ R〇.〇.〇	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
	〇〇 〇〇	R〇.〇.〇 ~ R〇.〇.〇	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
	〇〇 〇〇	R〇.〇.〇 ~ R〇.〇.〇	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
	〇〇 〇〇	R〇.〇.〇 ~ R〇.〇.〇	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
	〇〇 〇〇	R〇.〇.〇 ~ R〇.〇.〇	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
	〇〇 〇〇	R〇.〇.〇 ~ R〇.〇.〇	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
	〇〇 〇〇	R〇.〇.〇 ~ R〇.〇.〇	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
	〇〇 〇〇	R〇.〇.〇 ~ R〇.〇.〇	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
	〇〇 〇〇	R〇.〇.〇 ~ R〇.〇.〇	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
	〇〇 〇〇	R〇.〇.〇 ~ R〇.〇.〇	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
休日率			〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	

休日取得実績報告書

工事名 : ○○(○) ○○護岸工事

受注者 : ○○○○株式会社

工 期 : 令和○年○月○日 ~ 令和○年○月○日

会社名	氏名	現場施工期間	現場施工日数	休日日数	休日率	備考
○○○○株式会社	○○ ○○	R○.○.○ ~ R○.○.○	○○ 日	○○ 日	○○.○○ %	
	○○ ○○	R○.○.○ ~ R○.○.○	○○ 日	○○ 日	○○.○○ %	
	○○ ○○	R○.○.○ ~ R○.○.○	○○ 日	○○ 日	○○.○○ %	
	○○ ○○	R○.○.○ ~ R○.○.○	○○ 日	○○ 日	○○.○○ %	
	○○ ○○	R○.○.○ ~ R○.○.○	○○ 日	○○ 日	○○.○○ %	
	○○ ○○	R○.○.○ ~ R○.○.○	○○ 日	○○ 日	○○.○○ %	
	○○ ○○	R○.○.○ ~ R○.○.○	○○ 日	○○ 日	○○.○○ %	
	○○ ○○	R○.○.○ ~ R○.○.○	○○ 日	○○ 日	○○.○○ %	
○○建設 (一次下請け)	○○ ○○	R○.○.○ ~ R○.○.○	○○ 日	○○ 日	○○.○○ %	
	○○ ○○	R○.○.○ ~ R○.○.○	○○ 日	○○ 日	○○.○○ %	
	○○ ○○	R○.○.○ ~ R○.○.○	○○ 日	○○ 日	○○.○○ %	
	○○ ○○	R○.○.○ ~ R○.○.○	○○ 日	○○ 日	○○.○○ %	
	○○ ○○	R○.○.○ ~ R○.○.○	○○ 日	○○ 日	○○.○○ %	
	○○ ○○	R○.○.○ ~ R○.○.○	○○ 日	○○ 日	○○.○○ %	
○○建設 (二次下請け)	○○ ○○	R○.○.○ ~ R○.○.○	○○ 日	○○ 日	○○.○○ %	
	○○ ○○	R○.○.○ ~ R○.○.○	○○ 日	○○ 日	○○.○○ %	
	○○ ○○	R○.○.○ ~ R○.○.○	○○ 日	○○ 日	○○.○○ %	
	○○ ○○	R○.○.○ ~ R○.○.○	○○ 日	○○ 日	○○.○○ %	
	○○ ○○	R○.○.○ ~ R○.○.○	○○ 日	○○ 日	○○.○○ %	
	○○ ○○	R○.○.○ ~ R○.○.○	○○ 日	○○ 日	○○.○○ %	
	○○ ○○	R○.○.○ ~ R○.○.○	○○ 日	○○ 日	○○.○○ %	
	○○ ○○	R○.○.○ ~ R○.○.○	○○ 日	○○ 日	○○.○○ %	
	○○ ○○	R○.○.○ ~ R○.○.○	○○ 日	○○ 日	○○.○○ %	
休日率			○○ 日	○○ 日	○○.○○ %	